

高松市住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

制定 平成23年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、住宅の耐震改修等を実施する当該住宅の所有者に対し、予算の範囲内で、高松市住宅耐震改修等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、住宅の耐震性の向上を図り、もって市民の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震改修等 住宅の耐震診断および耐震改修工事（補強設計を含む。）をいう。
- (2) 住宅 戸建て住宅，長屋建て住宅および併用住宅（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。）をいう。ただし、枠組壁工法，丸太組工法および昭和56年5月31日以前に建設大臣による特別な認定を得た工法によるものは除く。
- (3) 耐震診断 次の各号に掲げるいずれかの方法により耐震診断技術者（建築士の資格を有し，別表第1に定める講習を受講した者または建築士法（昭和25年法律202号）第10条の2第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。）が行う住宅の地震に対する安全性の評価をすることをいう。
 - ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算によるもの
 - イ 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）別添第1に示すもの。
 - ウ アまたはイに掲げるもののほか，これらと同等以上の評価精度を有すると認められるもの
- (4) 耐震改修工事 次の各号に掲げるいずれかの方法により行う住宅の地

震に対する安全性の向上を目的として、市内に営業所を設けている事業者が施工する補強または改修の工事（補強設計を含む。）をいう。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第19条および第20条の規定に適合するように行われるもの

イ 基本方針別添第2に示すもの

ウ アまたはイに掲げるもののほか、これらと同等以上に安全性を向上させると認められるもの

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、建築基準法および建築基準法施行令において使用する用語の例による。

（補助対象住宅）

第3条 補助金の交付対象となる住宅は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

（1）昭和56年5月31日以前に着工されていること。

（2）市内に住所を有する者が自ら所有しているものであり、耐震改修工事を行った後も、主たる居住の場として利用されること。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

（3）耐震改修工事については、耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が、地震により倒壊し、もしくは崩壊する危険性が高いと評価され、または倒壊する危険性があると評価されていること。

（4）補助金の交付申請の時点において、特定行政庁から建築基準法第9条第1項の規定に基づく措置が命じられていないなど、同法の規定に基づく重大な違反がないこと。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たすものでなければならない。

（1）住宅の所有者であること。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

（2）自己に課せられた本市の市税のうち当該補助金の交付申請の日以前に納期（延納、納税の猶予または納期限の延長に係る期限を含む。）が到来した税額（延納、納税の猶予または納期の延長があった場合は、これらに係

る期限が当該申請の日の翌日以降に到来するものを除く。)を完納していること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1敷地ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 耐震診断 耐震診断に要する費用の3分の2に相当する額または6万円のいずれか少ない額

(2) 耐震改修工事 次のアおよびイに掲げる額の合計額

ア 耐震改修工事に要する費用(補強設計費用を含む。)費用の2分の1に相当する額または60万円のいずれか少ない額

イ 租税特別措置法(昭和33年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税の特別控除の額

2 前項第2号に掲げる補助金の交付に当たっては、あらかじめ同号イに掲げる額を差し引いて、同号アに掲げる額を交付するものとする。

3 前項の規定により算出された補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別表第2に掲げる書類を添えた補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 住宅が共有に係るものである場合は、代表者を申請者とする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合においては、必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第8条 申請者は、次の各号にいずれかに該当するときは、あらかじめ、当該各号に掲げる申請書および届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業（補助金の交付を受けて耐震改修等を行うことをいう。以下同じ。）の内容を変更するとき 補助金交付変更申請書（様式第3号）

(2) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき 補助事業中止（廃止）届出書（様式第4号）

2 市長は、前項第1号の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、
適当と認めたときは、補助金交付変更決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（事業が期日までに完了しない場合等の報告）

第9条 申請者は、事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないとき、またはこの遂行が困難になったときは、速やかに完了期日変更報告書（様式第6号）によって市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（完了実績報告）

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日以内に完了実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（検査等）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、職員に書類の検査をさせ、または事業の執行状況について現地を検査させることができる。

（補助金の交付指令）

第12条 市長は、第10条の完了実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を決定し、補助金交付指令書（様式第8号）により申請者に通知し、交付するものとする。

（補助金の請求）

第13条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、所定の請求書により、補助金の交付を市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に対し重大な違反をし、かつ、その是正のための市長の指示または命令に従わないとき。
- (4) 補助金の交付決定の前に、事業に着手したとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補助金の経理)

第15条 申請者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、補助金返還命令書(様式第9号)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(指導および監督)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業を実施している申請者、耐震診断技術者、耐震改修施工者等(次項において「申請者等」という。)に対し、事業の計画または施工の状況等に関する報告を求めることができる。

2 市長は、申請者等に対し、補助事業の適正な執行を確保するために必要な措置を講ずることを命じ、または必要な助言もしくは勧告をすることができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1 耐震診断技術者に求められる講習会

<p>(1) 財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断・耐震補強技術者養成講習会</p> <p>(2) 香川県による木造住宅耐震対策講習会</p> <p>(3) その他市長が認める講習会</p>

別表第2 申請等に必要書類

関係条項	添付書類
第6条 交付申請	<p>(耐震診断)</p> <p>1 住宅の所有者および建築年が確認できる書類で、以下のいずれかの写し</p> <p>(1)住宅の建築時の建築確認通知書または検査済証</p> <p>(2)住宅の登記簿謄本</p> <p>(3)住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年が記載されたもの）</p> <p>(4)その他住宅の所有者および建築年を証明することができる書類</p> <p>2 住民票その他住所が確認できるもの</p> <p>3 納税証明書</p> <p>4 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書</p> <p>5 既存住宅に係る設計図書</p> <p>(1)付近見取図（方位、道路および目標となる地物を明示したもの）</p> <p>(2)配置図、各階平面図（既存図面がない場合は、診断しようとする住宅の状況がわかる写真に替えることができる）</p> <p>6 耐震診断に係る見積書の写し</p> <p>7 その他、市長が必要と認める書類</p> <p>(耐震改修工事)</p> <p>※耐震診断の補助を受けた者は、1から4までならびに6</p>

	<p>(1) は、省略することができる。</p> <p>1 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次のいずれかの写し</p> <p>(1)住宅の建築時の建築確認通知書または検査済証</p> <p>(2)住宅の登記簿謄本</p> <p>(3)住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年が記載されたもの）</p> <p>(4)その他住宅の所有者、建築年を証明することができる書類</p> <p>2 住民票その他住所が確認できるもの</p> <p>3 納税証明書</p> <p>4 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書</p> <p>5 耐震診断報告書（別紙様式第1号）</p> <p>6 既存住宅耐震改修工事に係る設計図書</p> <p>(1)付近見取図（方位、道路および目標となる地物を明示したもの）</p> <p>(2)配置図、各階平面図（建築基準法施行規則第1条の3の表1に掲げる事項および耐震改修を行う部分を明示したもの）</p> <p>(3)立面図または断面図（高さがわかるもの）</p> <p>(4)補強計画時の構造評価がわかる計算書（耐震診断技術者が行ったもの）</p> <p>(5)基本方針別添第2に示す計算を行ったものは、耐震改修工事に係る構造詳細図</p> <p>(6)その他、耐震改修工事内容が確認できる図書</p> <p>7 耐震改修工事費の見積書の写し</p> <p>8 建築基準法第6条および第6条の2の規定に基づく建築確認済証の写し（建築確認が必要な場合に限る）</p> <p>9 その他、市長が必要と認める書類</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>第 8 条</p> <p>交付変更申請</p>	<p>(耐震診断・耐震改修工事)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助金交付変更申請書 (別紙様式第 3 号) 2 変更に係る部分に関する書類
<p>第 10 条</p> <p>完了実績報告</p>	<p>(耐震診断)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 耐震診断報告書 (別紙様式第 1 号) 2 配置図、各階平面図 (建築基準法施行規則第 1 条の 3 の表 1 に掲げる事項) 3 耐震診断に係る業務委託契約書の写し 4 耐震診断に要した費用の領収書の写し 5 調査等の状況写真 (2～3 枚程度) <p>(耐震改修工事)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 耐震改修工事結果報告書 (耐震診断技術者が行ったもの) (別紙様式第 2 号) 2 耐震改修工事に係る請負契約書の写し 3 耐震改修工事に要した費用の領収書の写し 4 補強または改修工事の施工写真 (改修前後および隠蔽部分が判明できる写真) および必要に応じて出荷証明書等工事関係書類 5 交付申請時と改修場所や工法が変更した場合は、それらが分かる平面図等 6 建築基準法第 7 条および第 7 条の 2 の規定に基づく検査済証の写し (建築確認を受けた建築物に限る)